

令和 5 年度

第1回 第一農地部会定例会議事録

令和5年4月28日（金）

ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

令和5年度第1回第一農地部会定例会議事録

日時 令和5年4月28日(金) 午後3時

場所 ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番 佐藤 清繁	4番 吉村 清正	6番 古川 政繁
7番 篠宮 英樹	8番 竹内 浩行	12番 上原 孝
13番 五十嵐 彰	14番 清水 強	15番 牧繪 雄一郎
23番 久保埜 徳雄		

(2) 農地利用最適化推進委員

加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一	藤井 敏行
平野 宏一	齊藤 啓治	小林 政秋	白滝 光彦
清水 増彦	小林 正義	綿貫 一成	高宮 文男
松本 香			

2 欠席委員

(1) 農業委員

金子 昭榮

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一	高島 真一	笠原 行夫	中嶋 栄司
-------	-------	-------	-------

3 職務のため出席した事務局職員

事務局 局長	池田 忠之
副局長	金子 良仁
次長	松縄 浩一
係長	秋山 雅也
中郷区駐在室 副主任	加藤 岸子
板倉区駐在室 副主任	上原 敏明
清里区駐在室 副主任	中条 崇
名立区駐在室 班長	高橋 利宏

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

12番 上原 孝	23番 久保埜 徳雄
----------	------------

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(中郷区)

- 議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(清里区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(名立区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

## 5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第5条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><b>&lt;資格審査&gt;</b></p> <p>はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数11人中、出席委員数10人、欠席委員数1人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数17人中、出席推進委員数13人、欠席推進委員数4人です。</p>
議長	<p><b>&lt;議事録署名委員の指名&gt;</b></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名します。</p> <p>議席番号12番 上原 孝 委員、議席番号23番 久保埜 徳雄 委員の両名を指名します。</p>
議長	<p><b>&lt;上越市農業委員会憲章の唱和&gt;</b></p> <p>次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、今回も引き続き、議事録署名委員が憲章を読み上げますので、全員で唱和をお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。</p> <p>合併前上越市からです。</p>
議長	<p><b>&lt;報告第1号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」&gt;</b></p> <p>報告第1号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号5番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>1頁、報告第1号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号5番の1件を受理したので報告します。</p> <p>大貫3丁目地内で「宅地造成」を目的とした転用届出について届出者から、公衆用道路予定地が含まれていたため、当該転用の取り止めの届出があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	特に質問等がないので、報告第1号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号5番の1件を承認します。
議長	<p>&lt;報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」&gt;</p> <p>報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号46番から55番までの10件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>2頁、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号46番から55番までの10件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した10件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付予定」1件、「他者へ貸付」4件、「中間管理機構へ貸付」4件、「地主耕作」1件です。</p> <p>「他者へ貸付」の4件は、後ほど説明をします農用地利用集積計画の新規設定と関連があるものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
吉村委員	48番の契約錯誤とはどういうことですか。
(事務局) 秋山	地主と借受人との間で双方の考えに食い違いが生じたことから合意解約に至りました。
高島信雄 委員	この時期での「他者へ貸付」の案件は、耕作放棄地になっているのではないのでしょうか。
(事務局) 秋山	なっていません。
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	特に質問等がないので、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、10件を承認します。

	<p>&lt;報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」&gt;</p>
<p>議長</p>	<p>報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号27番から番号48番までの22件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 秋山</p>	<p>4頁、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号27番から番号48番までの22件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」10件、「資材置場」5件、「商業施設用地」4件、「宅地造成」3件です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないので、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、22件を承認します。</p>
	<p>&lt;議案第1号「農地法第3条許可申請について」&gt;</p>
<p>議長</p>	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号11番から番号16番までの6件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 秋山</p>	<p>12頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号11番から番号16番までの6件を説明します。</p> <p>まず、このたび令和5年4月1日から改正農地法が施行され、下限面積要件が廃止されたことにより、受け手側の耕作面積の大小に関わらず、農地の権利取得が可能となりました。</p> <p>今般上程した申請の中には、この農地法の改正に伴い、譲受人の経営面積が些少もしくはゼロで、現在の居住宅地に隣接する農地を家庭菜園として利用したいとするものが3件含まれております。</p> <p>申請案件ごとに概略について説明します。</p> <p>まず、番号11番につきましては、譲受人がこの3月下旬に当該畑に隣接する住居に転居し、家庭菜園として作付予定です。譲受人から提出のあった申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p>

	<p>次に番号 12 番につきましては、従兄弟関係である当事者間で、従前から譲受人の居宅の裏の畑として無償で借受け、耕作していたものであり、譲受人が引き続き耕作していくものです。</p> <p>前案件と同様に許可要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に番号 13 番につきましては、破産財団に属する畑の処分であります。</p> <p>この畑は、当該譲受人の居宅の裏側付近に隣接する畑であり、また、譲受人の他の自作地と同様に耕作していくものであることから、前案件と同様に許可要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に、番号 14 番についてであります。こちら、譲受人の居宅に隣接する畑であり、譲受人が今後、家庭菜園として作付けを予定しているものです。</p> <p>譲受人から提出のあった申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に番号 15 番についてであります。</p> <p>こちらは、譲渡人が高齢であり、作付けが困難であることから、当該地に隣接する畑を耕作する譲受人が、自作地と一体的に耕作していくものであります。</p> <p>前案件と同様に許可要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>最後に番号 16 番についてであります。</p> <p>こちらの農地は、相続人不存在の農振農用地であり、譲受人が所有耕作農地の拡大のため、相続財産管理人から贈与を受け、耕作していくものであります。</p> <p>前案件と同様に許可要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p> <p>議長  ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>加藤委員  番号 12 番の現地確認の結果、妥当であったことを報告します。</p> <p>白滝委員  番号 11 番の現地確認の結果、妥当であったことを報告します。</p> <p>高島信雄委員  番号 13 番の備考欄にある時期が令和 4 年になっているがどういうことですか。</p> <p>(事務局)  秋山  令和 5 年の誤植です。お詫びして訂正します。</p>
--	---

佐藤委員	番号 16 番の「相続人不存在による耕作不能」について、具体的に誰から所有権移転がなされるのでしょうか。
(事務局) 秋山	亡くなられた「川瀬ハル」の相続財産管理人が弁護士になることから、裁判所を通じて贈与の申請がありました。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。
	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。
	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。
(事務局) 秋山	<p>&lt;議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」&gt;</p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 9 番から 11 番までの 3 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
	14 頁、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 9 番から 11 番の 3 件です。
	番号 9 番は、飯地内の農地を貸借し、「ガス工作物設置に伴う仮設ヤード」を設置するものです。15 頁に位置図、16 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。
	令和 5 年 1 月 31 日に許可した、上農委第 5001 号のガスバルブ施設設置工事に伴う工事ヤードとして利用するため、申請農地を一時転用するものです。
	申請農地は、農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地となりますが、転用目的が仮設ヤードの設置であり、工事完了後、現状復旧が行われることから許可は可能となります。
	工期は、許可日から令和 5 年 12 月 31 日までです。
	土地利用計画は、仮設ヤードで、所要面積は 905 m <sup>2</sup> です。
	都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件であり、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なもの判断しました。



	<p>次に、番号 10 番についてであります。大字下野田地内の農地を取得し、「資材置場」を整備するものであります。17 頁に位置図、18 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、石工・造園業を営んでいますが、経営規模拡大により資材置場が不足したため、申請農地を取得し、不足の解消を図るものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。</p> <p>工期は、令和 5 年 5 月 20 日から令和 5 年 5 月 31 日までです。</p> <p>土地利用計画は、資材置場で、所要面積は田 151 m<sup>2</sup>、宅地の 178.55 m<sup>2</sup>を合わせて 329.55 m<sup>2</sup>です。</p> <p>転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>最後に番号 11 番についてであります。</p> <p>寺町 3 丁目地内の農地を取得し、「一般個人住宅」を建設するものです。</p> <p>19 頁に位置図、20 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、市内で親と同居していますが、子供が成長し、手狭になったため、申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。</p> <p>申請農地は、都市計画法に規定する用途地域が定められているため「第 3 種農地」となり、転用は可能です。</p> <p>工期は、許可日から令和 5 年 9 月 30 日までです。</p> <p>土地利用計画は、住宅 1 棟で、所要面積は田 193 m<sup>2</sup>と宅地 18.63 m<sup>2</sup>で 211.63 m<sup>2</sup>、建築面積 72.04 m<sup>2</sup>で建ぺい率は 34.04%です。</p> <p>都市計画法第 43 条の市街化調整区域における建築許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。</p> <p>転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>

	<p>議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt;議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 6 件、貸借権設定 84 件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転 6 件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 秋山</p>	<p>まず、21 頁から 22 頁まで、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 6 件の概略を説明します。</p> <p>21 頁 337 番は、売却を希望していた譲渡人が換地終了にともない、従前の耕作者である譲渡人に売却するものであります。</p> <p>349 番、350 番につきましては、双方の譲渡人が、ご高齢であるとともに賃貸借期間の終期満了と譲渡人のご希望により、従前の耕作者に売却するものであります。</p> <p>22 頁の 355 番につきましては、県外に在住の譲渡人から、その姉である譲受人に無償で譲渡するものであります。</p> <p>359 番は、譲渡人の希望により、本人が所有する他の農地の耕作者である譲受人に無償で譲渡するものであり、次の 364 番につきましても、譲渡人の希望により、従前の耕作者である譲受人に売却するものであります。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>藤井委員</p>	<p>337 番、349 番、355 番の現地確認の結果、妥当であったことを報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、貸借権設定 84 件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 秋山</p>	<p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 84 件の概略を説明します。</p> <p>頁は 23 頁から 40 頁まで、貸借権設定 84 件です。</p> <p>内訳といたしましては、新規設定が 30 件、再設定が 54 件となっており、新規設定のうち、先ほどご説明した合意解約に関連する案件が 4 件となっております。</p>

	<p>今般の新規設定は、従前の借受人が高齢のため、新たな耕作者に変更するというのが主な理由となっております。</p> <p>合意解約と関連する4件ですが、「集積計画344番→合意解約46番」、「集積計画343番→合意解約47番」、「集積計画341番→合意解約48番」、「集積計画340番→合意解約49番」となっています。備考欄への記載漏れについて、お詫びします。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づき、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
(事務局) 秋山	<p>&lt;議案第4号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」&gt;</p> <p>議案第4号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」、貸借権設定5件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>41頁、議案第4号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」、貸借権設定5件を説明します。</p> <p>2月の部会でもご説明させていただきましたとおり、これらの案件は、これまで、農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行う場合、配分計画によって貸付していたものを、利用集積計画で農業者に農地を貸付けするものです。</p> <p>議案には表記されませんが農地中間管理機構を介して農地の貸借権の設定がなされるものです。</p> <p>具体的な対象農地は頁を一枚めぐりまして、43頁に市長が中間管理機構に提出した様式第4号「対象農用地等リスト」のとおりです。</p>

	<p>中間管理機構の立場で作成されているため、借入契約者は中間管理機構が借り入れる者、農地でいえば土地所有者、貸付者は中間管理機構が貸し付ける者、農地でいえば耕作者となっています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第4号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」、原案のとおり決定します。</p> <p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
議長	<p><b>(中郷区駐在室分の議案)</b></p> <p><b>&lt;議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」&gt;</b></p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7102番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>1頁、議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7102番の1件です。</p> <p>番号7102番は、二本木地内の農地を賃借し、「駐車場」に転用するものです。</p> <p>2頁に位置図及び3頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は土建業等事業を営んでおり、事業拡大により、駐車場が不足しているため、申請農地を取得し、駐車場に転用して不足を解消するものです。</p> <p>3月に農業委員・最適化推進委員による農地パトロール中に当該農地で工事されていることを確認し、その後、職員が当該申請人である法人の代表者に直接事情を聞き、違反転用であることが判明したため、手続きを行うように指導した案件です。</p>

	<p>申請農地は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能であります。</p> <p>土地利用計画は、駐車場の整備で、所要面積は984㎡、雨水については、北側道路側溝及び地下浸透で汚水の発生はないため、利用計画は妥当なものと判断しました。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件です。</p> <p>以上です。</p>
高島信雄 委員	<p>受人は、なぜ申請地全てを賃貸借しなかったのでしょうか。</p>
(中郷区) 加藤	<p>受人は、申請地全てを購入したかったが、売買金額の折り合いがつかなかったことから必要な部分を賃貸借契約とすることとしたものです。</p>
五十嵐 委員	<p>補足します。現地確認した際、不足していた駐車場の増設ということで土木資材運搬用のトラックが駐車していたことから必要最低限の土地を確保した状況であり、残地がある状況となっています。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>&lt;議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定5件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>4頁、議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定5件について、新規案件のみ説明します。</p> <p>5頁7151番、7152番は、期間満了に伴い、これまでの耕作者の労力不足により、新たな耕作者に貸し付けるものです。</p>

<p>議長</p>	<p>その他の3件については、期間満了に伴う再設定案件であり、条件等に変更はありません。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づき、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt;議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」&gt;</p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定2件を上程いたします。はじめに、五十嵐委員関連の番号7101番の1件を除く1件について事務局の説明を求めます。</p>
<p>(中郷区) 加藤</p>	<p>6頁、議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、五十嵐委員関連の番号7101番の1件を除く1件を説明します。</p> <p>この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	<p>特に質問等がないようですので、五十嵐委員関連の番号 7101 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連する五十嵐委員は退席をお願いします。</p> <p>(五十嵐委員 退席)</p>
議長	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>6 頁、五十嵐委員関連の番号 7101 番の 1 件について説明します。</p> <p>この案件も利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、五十嵐委員関連の番号 6 番の 1 件を原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、五十嵐委員の退席を解除します。</p> <p>(五十嵐委員 復席)</p>
議長	<p>五十嵐委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。</p> <p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>

	<p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定します。</p> <p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p><b>（板倉区駐在室分の議案）</b></p> <p><b>&lt;報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」&gt;</b></p>
議長	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7516 番から 7519 番の 4 件を報告します。事務局の説明を求めます</p>
(板倉区) 上原	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7516 番から 7519 番の 4 件の届出書を受理しましたので報告します。</p> <p>受理した 4 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、いずれも「中間管理機構に貸付予定」です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、4 件を承認します。</p>
議長	<p><b>&lt;議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</b></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 3 件、貸借権設定 4 件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転、番号 7598 番から 7600 番の 3 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>2 頁、所有権移転、番号 7598 番から 7600 番の 3 件について説明します。</p> <p>7598 番、7600 番の 2 件は、これまで利用権設定により、別の耕作者に貸付していた農地を、7598 番は終期を迎えるのに合わせて、7600 番は合意解約により、近隣で農地を取得し、経営を拡大している買い手へ、売却することになったものです。</p> <p>7599 番は、これまで自作していた農地を、高齢化により、近隣で農地を取得し、経営を拡大している買い手へ、売却することになったものです。</p> <p>いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p>



	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>続きまして、貸借権設定、番号 7601 番から 7604 番の 4 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>3 頁、4 頁の貸借権設定、番号 7601 番から 7604 番の 4 件です。 新規案件について説明します。 7603 番は、新たに設立された法人が、これまで貸人が自作していた農地を、園芸ハウス用地として借り受けることになったものです。 7601 番、7604 番は、これまで別の農業者に貸付していましたが、高齢により耕作の継続が困難となったことから、7601 番は終期を迎えるのに合わせて、7604 番は合意解約により、近隣の農地を耕作している受人に貸付するものです。 いずれも、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
高島信雄	<p>7604 番の受人の住所が上越市北城町となっていますが、板倉区まで通われるということですか。</p>
(板倉区) 上原	<p>受人は元々板倉区の方で、耕作地も板倉区のみです。板倉区に機械器具の格納庫も有しており、住まいは高田の北城ですが、毎日通っておられますので、問題ありません。</p>
吉村委員	<p>7603 番の受人である新法人はどんな会社なのか、もう少し詳しく教えてください。</p>
(板倉区) 上原	<p>農業法人の代表を退任した方が、主に園芸を行う会社として設立しました。今後は板倉区の光ヶ原高原をメインに加工用トマトやダイコン、ニンジン等を栽培していく予定です。また、平場でも各町内の共有地など、耕作者がおらずに遊休地化しそうな農地も借り受けて、園芸に取り組みたいとの意向です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p>&lt;議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」&gt;</p> <p>続きまして、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」貸借権設定 3 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>5 頁、貸借権設定 3 件を説明します。</p> <p>この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定します。</p> <p>次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(清里区駐在室分の議案)</p> <p>&lt;議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</p>

議長	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 1 件、貸借権設定 6 件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転、番号 8167 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 中条	<p>1 頁の所有権移転、番号 8167 番の 1 件について説明します。</p> <p>8167 番は、これまで賃貸借契約していた農地を、経営を拡大している耕作者へ、売却することとなったものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>続きまして、貸借権設定、番号 8161 番から 8166 番の 6 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 中条	<p>貸借権設定、新規案件の番号 8161 番の 1 件について説明します。</p> <p>番号 8161 番は先月の部会で解約された農地について新たな耕作者が見つかったことで契約するものです。</p> <p>いずれも、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>

議長	<p>&lt;議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」&gt;</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定4件を上程します。まず、番号8103番の上原委員関連以外の3件について事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 中条	<p>4頁、議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、上原委員を除く3件を説明します。</p> <p>この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。詳細は6頁以降に掲載しています。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議長	<p>続きまして、上原議員関連の番号8103番の1件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連する上原委員は退席をお願いします。</p> <p>（上原委員退席）</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 中条	<p>上原委員関連の番号8103番の1件について説明します。</p> <p>この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>

	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」、原案のとおり決定します。</p> <p>最後に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
	<p>(名立区駐在室分の議案)</p>
議長	<p>&lt;報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」&gt;</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号9504番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	<p>1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号9504番の1件の届出書を受理しましたので、報告します。</p> <p>受理した1件は、合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付予定」です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、1件を承認します。</p>
議長	<p>&lt;議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定1件を上程します。</p> <p>貸借権設定、番号9550番の1件について、事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	<p>2頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、説明します。</p> <p>2頁、番号9550番は、期間満了に伴いこれまでの耕作者が労力不足との理由により、新たな耕作者が耕作をするものです。</p> <p>本案件は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p>

<p>議長</p>	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p>以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt;その他&gt;</p> <p>その他に入ります。</p> <p>事務局から何かありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、以上をもちまして本日の農地部会を終了します。</p>